

【先月の動き】

1. 最高人民法院、最高人民検察院が刑事事件の新解釈を発表

4月5日に、「刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題に関する最高人民法院 最高人民検察院の解釈(2)」が公布され、同日施行されました。

本解釈による主な改正点は、著作権侵害時の刑事訴追の閾値が従来の1/2の個数に引き下げられたこと(合計数量が500枚以上で、刑法第217条の「その他の情状がひどい場合」に該当、合計数量が2500枚以上で「その他の特にひどい情状を有する」に該当)、及び、単位(会社や機構など)の場合にも、個人犯罪に相応する量刑基準に基づき罪状を決定するようになったことにあります。

日本語訳を、JETRO 北京知的財産権部のホームページに掲載いたしましたので、ご覧ください。
http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007041340375581.pdf

2. 税関総署が差し押さえた貨物競売の手続きを規範化

4月2日に、海関総署公告2007年第16号が公表され、税関の差押え物件の競売に関する規定が明確化されました。

具体的には、権利侵害の特徴を削除できない限り必ず廃棄をすること、競売する場合には権利者の意見を求めなければならないことが規定されています。

日本語訳を、JETRO 北京知的財産権部のホームページに掲載いたしましたので、ご覧ください。
http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007041340486657.pdf

3. 知的財産権に関する2007年アクションプラン発表される

このたび、知的財産権保護弁公室が業務グループの各メンバー機関と共に「2007年中国知的財産権保護行動計画」を制定し、発表しました。本行動計画は、中国における知的財産権保護業務を効果的に指導するために策定されたもので、10分野、276の具体的な措置が記載されています。

日本語訳を、JETRO 北京知的財産権部のホームページに掲載いたしましたので、ご覧ください。
http://www.jetro-pkip.org/newsite/ztshow.asp?B_ID=193

4. IIPPFの実務レベル官民合同ミッション訪中

4月9日から13日にかけて、知的財産保護フォーラム(IIPPF)の実務レベル官民合同ミッションが中国の知財関連15機関を訪問しました。各訪問機関においては、知財関連法規やエンフォースメントに関しての活発な議論がなされ、また、今後の協力に関しての合意が得られました。

5. 中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム開催される

4月24日に北京ホテルで中国知的財産権保護ハイレベルフォーラムが開催され、在中国の政府機関や民間企業が招待されました。

フォーラムでは、冒頭、呉儀副総理から昨今の中国における知的財産権保護に関する取り組みの紹介があり、そのなかで、今般の米国WTO提訴について、「ここ数年中国が知的財産権保護分野に投入した労力と物資、業務量の大きさ、そして成果の著しきは今までなかったことである。我國の知的財産権活動がWTOの各年度審議で通過され、世界中多くの国家や、国際組織、国内外の

企業などに広く認められてきた。残念なことに、最近 USTR は、中国が大きく進歩していることを完全に無視し、知的財産権保護と出版市場参入の問題を WTO に提訴した。この行動は対話で相違点を解決するという両国の指導者の合意に反している。」「中米商業貿易連合委員会（JCCT：Sino-U.S. Joint Commission on Commerce and Trade）の枠内での、中米両国の知的財産権に関する協力が深刻な影響を与え、両国が締結した出版市場参入における協力関係を損なうことになる。」と、強い遺憾の意が表明されました。

【知的財産権部からのお知らせ】

1. ホームページのリニューアル内容

既に号外でもお知らせしましたが、このたび JETRO 北京センター知的財産権部のホームページをリニューアルいたしました。

知的財産権関連法規につきましては、司法解釈、行政法規、部門規定、地方法規、意見募集稿に分けて掲載をし、目的の法律を見つけやすいように整理しております。

また、皆様方からの問い合わせの多い内容につきましては、特集の形で整理し、関連情報をまとめて掲載しております。今回、特集の形に整理させていただいたのは、第三回特許法改正、中国馳名商標、税関の知的財産権保護、中国における R&D、中国政府発表、知的財産権入門テキスト、専利登録・出願の推移の 7 テーマです。

引き続き、ご利用いただきますよう、よろしく願いたします。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 「商標法」改正案、年内にも完成へ（中国知識産権報 4 月 13 日）
2. 最高人民法院 知財権侵害に対する罰金刑適用強化（人民網 4 月 6 日）
3. 税関総署、没収貨物競売の手続きを規範化へ（SIPO 4 月 5 日）

○中央政府の動き

1. 国家工商総局、模倣・劣悪商品取締りへ効果的な体制作り（新華社 4 月 18 日）
2. 「国家知的財産権戦略綱要」が間もなく制定（中新ネット 4 月 17 日）
3. 工商当局：知財権侵害など不当競争の嚴重取り締まりへ（SIPO 4 月 16 日）
4. 中日韓、税関協力メカニズムの設置で合意（法制日報 4 月 13 日）
5. 中国映画著作権保護協会、ネット映画著作権保護に 3 対策（人民網 4 月 12 日）
6. 中国、07 年も特許関係のエンフォースメント強化へ（新華社 4 月 11 日）
7. 商務部「米国の中国提訴は協力関係を損なう」（商務部 4 月 10 日）
8. 知財当局トップ「米側の措置は賢明さと理知を欠く」（新華網 4 月 10 日）
9. 商務部、知的所有権保護で日本との協力を強化へ（新華社 4 月 6 日）
10. 「2007 年知財保護行動計画」発表、知財保護に今年 276 項目の措置（新華社 4 月 3 日）
11. 公安部 不法ソフトウェア・音楽映像製品の嚴重取り締まりへ（中国政府ネット 3 月 26 日）

○地方政府の動き

1. 蘇州市税関 国際郵便物からニセLVバッグ等を押収 (新華社 4月20日)
2. 北京 カラオケ著作権使用料の徴収開始、優遇措置も (新華社 4月16日)
3. 福建・厦門税関、500万元相当の不法商品を処分 (新華網 4月13日)
4. 杭州税関、米ティファニーの侵害品5千点押収 (新華社 4月4日)
5. 広州で大規模な海賊版生産基地の取締りに成功 (新華社 4月3日)

○司法関連の動き

1. 米国、WTOに中国を提訴 海賊版問題など2件 (新華網 4月10日)
2. 知的財産権裁判、外国人代表も対象に公開制度実施 (人民網 4月5日)
3. 国務院が新規定 知財行政訴訟の費用を大幅引き下げ (北京日報 4月3日)

○統計関連

1. 第1四半期、GDP成長率は11.1% (人民網 4月20日)
2. 知財権新規登録件数、昨年は約50%増 税関総署 (人民網 4月17日)
3. 全国の著作権管理部門による結審率、昨年は98% (人民網 4月17日)
4. 昨年の特許受理件数は25.2%増 国家知識産権局 (人民網 4月17日)

○その他知財関連

1. 清華大学と野村総研、「中国研究センター」設立 (人民網 4月20日)
2. 中国初の企業信用情報提供システムが登場 (人民網 4月20日)
3. 著作権保護めぐる全国講演活動が始動 (人民網 4月20日)
4. 米IT業界団体「中国ソフトの海賊版率、大幅低下」 (人民網 4月20日)
5. 標準化と知的財産権の関係めぐる討論会開催 北京 (人民網 4月18日)
6. 「知的財産権保護PR週間」が20日からスタート (人民網 4月17日)
7. 日本とEU、米国の中国提訴めぐり異なる見解 (中国中央テレビ 4月17日)
8. 全国で海賊版商品の一斉処分を実施 (人民網 4月16日)
9. 2007北京国際版權貿易シンポ、北京で11日開幕 (新華網 4月11日)
10. 『中国知的所有権青書』出版 (中国国際放送局 4月7日)
11. 知財当局、07年を「知的財産権文化年」に決定 (中新社 4月4日)

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 「商標法」改正案、年内にも完成へ★★★

商務部はこのほど発表した「2007年中国知的財産権行動計画」の中で、複雑さを増す知的財産権問題への対応の一つとして、関係部門による「商標法」改正案を年内にも完成させる方針を示した。このほか、「馳名(著名)商標認定管理規定」の制定などを急ぐ予定。さらに、商標の印刷やプレート加工、商品取引市場などに商標権侵害の取締りの重点を置くとしている。

(中国知識産権報 2007年4月13日)

★★★2. 最高人民法院 知財権侵害に対する罰金刑適用強化★★★

最高人民法院、最高人民検察院は5日、共同で「知的財産権侵害における刑事事件の新たな司法解釈」を発表し、知的財産権を侵害する犯罪に対して、法に基づき主刑を適用すると同時に、

罰金刑の適用を強化することを明らかにした。新華社のウェブサイト「新華網」が伝えた。

「解釈」によると、人民法院は知財権を侵害する犯罪に対して、犯罪による違法所得、不法経営金額、特許権者に与えた損害、社会への危害などを考慮したうえで、法により罰金を課すと規定されている。

「解釈」ではまた、「罰金額は通常、違法所得の2倍以上～5倍以下、もしくは不法経営金額の50%以上～2倍以下の間で確定する」とし、罰金額の範囲をさらに明確にしている。

最高人民法院は今年1月15日に発表した「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見」のなかで、知財権侵害を法により厳格に罰し、違法所得への追徴、犯罪に使われた道具の没収、権利侵害商品の廃棄、損害賠償命令などの措置を通じて、権利侵害者の再犯能力と再犯環境を経済面から剥奪することを明確にしている。

(人民網 2007年4月6日)

★★★3. 税関総署、没収貨物競売の手続きを規範化へ★★★

4月2日に、海関総署公告2007年第16号が公表され、税関より差押えられた権利侵害疑義貨物の競売の関連事項について、①競売する場合、貨物及び包装における権利侵害の特徴を完全に削除しなければならない。権利侵害の特徴を削除できない限り必ず廃棄し、競売してはならない；②海関は没収物品を競売する場合、権利者の意見を求めなければならないと規定されている。

(SIPO 2007年4月5日)

○中央政府の動き

★★★1. 国家工商総局、模倣・劣悪商品取締りへ効果的な体制作り★★★

国家工商総局商標局の趙剛副局長は17日の記者会見で、中国が模倣・劣悪商品の撲滅に向けて、長く効果的な体制作りに取り組んでいることを強調した。趙副局長は次のように述べた。

工商局としては模倣・劣悪商品の取締り方面で、多くの新たな方法と措置を講じている。例えば江蘇省では、下級工商局に立案の際の上級工商局への速やかな通知を義務づけることで、上級工商局による状況の把握、迅速な指導と監督に便宜を図っている。また国家工商総局は、各地方工商局間の協力強化を強調している。

国家工商総局は公安機関との連携にも留意し、工商局に寄せられた苦情について、その手がかりから犯罪の可能性があると判断された場合、工商局側は速やかに公安機関に通知し、公安機関による早期介入と、より効果的な刑事捜査を可能にするとの規定をも定めた。

権利侵害・模倣行為の取締りに対する中国の姿勢は従来と少しも変わらず、さまざまな権利侵害行為を断固阻止するため、社会全体の商標法意識の向上を含め、多方面で措置を講じている。

(新華社 2007年4月18日)

★★★2. 「国家知的財産権戦略綱要」が間もなく制定★★★

国家知識産権局の尹新天報道官は17日の記者会見で、国家知的財産権戦略の策定作業が実質的な進展を得、「国家知的財産権戦略綱要」制定作業の完了も間近であることを明らかにした。尹報道官は次のように述べた。

国家知的財産権戦略の策定作業は実質的な進展を得た。現在までに、この戦略の20の専門テーマの研究作業がすべて完了した。戦略の核心部分、すなわち「国家知的財産権戦略綱要」の制定作業も最終段階にあり、完了間近だ。同戦略は中国の知的財産権事業の発展目標、戦略的な重点、保障措置を提示しており、今後相当期間にわたり、全国の知的財産権事業を指導する綱領的文書となる。その策定と施行は、中国の知的財産権事業を大きく促進するだろう。(中新ネット 2007年4月17日)

★★★3. 工商当局：知財権侵害など不当競争の嚴重取締りへ★★★

全国の工商当局による贈収賄取締り特別作業会議がこのほど開かれた。国家工商行政管理総局の鐘攸平副局長は、各クラスの工商行政管理機関が、知的財産権の侵害に当たる不当競争を嚴重に取締り、市場監督やエンフォースメントをさらに強化し、商業上のさまざまな詐欺行為を厳しく取り締まる必要があると指摘した。さらに、独占業界における競争阻害行為への監督を効果的に進め、消費者の合法的な利益を適格に守るべきだとしている。

鐘攸平副局長は「2007年、工商当局は公平取引に関する法執行活動の中で、国家工商行政管理総局・周伯華局長の指示に従い、不当競争への対策を推進し、市場監督や法執行を強化し、各種の商業上の詐欺行為を嚴重に取締り、消費の安全を守る」と述べた。また、知財権の保護強化に重点を置き、企業秘密の保護を強化するとともに、有名商品の名称や包装、装飾、企業名などを盗用した偽物商品に対する検査処分を強化する、とした。

消費者を混乱させる類似商標の問題で、公平な市場競争秩序が著しく混乱し、経営者や消費者の合法的権利が損なわれ、社会からは強い苦情が寄せられている。こうした状況に対応するため、国家工商行政総局は近く類似商標を対象とする特別法執行活動を展開する方針だ。(SIP0 2007年4月16日)

★★★4. 中日韓、税関協力メカニズムの設置で合意★★★

第1回中日韓税関幹部会議が4月11日、東京で開かれた。3カ国の税関幹部は、法執行（エンフォースメント）活動に関する経験について情報交換し、税関の役割発揮、貿易の安全保障と利便化、テロ取締り、知的財産権の保護、企業への優れたサービス提供など、共通の関心事について話し合い、3カ国による税関協力メカニズムの設置で合意した。

税関総署の牟新生署長は、中国の政府・税関が力を入れている知財権保護の状況を重点的に紹介。また地域内の税関協力のため、中国税関は2007年末までに期限満了予定の「世界税関機構(WCO)アジア太平洋地域情報連絡事務室」を引き続き担当していきたいことを伝えた。(法制日報 2007年4月13日)

★★★5. 中国映画著作権保護協会、ネット映画著作権保護に3対策★★★

氾濫するネットワーク権利侵害・海賊版活動に対処するため、中国映画著作権保護協会が11日に開催した「ネット映画著作権保護・正規版経営秩序共同建設シンポジウム」において、3項目の対策が提出された。

同協会が提出した対策3項目は次の通り。

(1) 司法の処罰程度を強め、権利者の権利保護に対する積極性を高める。

(2) ウェブサイトが提供する映画作品のオンライン鑑賞またはダウンロードに対する審査監督を強化する。

(3) 「P2P」方式によるネットワーク映画配信形態については、海外での先例を参考として、権利者（またはその連合体）と関連ネットワークキャリアとの交渉により、権利者が告発した権利侵害の疑いのある内容を削除し、権利侵害行為を停止させる。(人民網 2007年4月12日)

★★★6. 中国、07年も特許関係のエンフォースメント強化へ★★★

田力普・国家知識産権局長は11日に南昌市で開催された「国家知識産権局局長会議」で、昨年、全国各地の知識産権局は専利権侵害紛争1227件を調査・処分し、延べ2万475人のエンフォースメント法執行要員を動員し、商業スペースを7780回、商品269万件を検査し、他部門に案件44件を引き渡し、他部門から案件35件を引き継ぎ、他部門と469件のエンフォースメントで協力を

実施したと発表した。

各地のエンフォースメント協力体制も一層整備された。河南省、広東省、浙江省、四川省などは専利行政の委託エンフォースメントを実施。広東省や陝西省は展覧会などで専利特別検査活動を実施。北京と上海は、オリンピックと万博の開催に向けた知的財産権保護の準備作業を前倒しで完了した。

田局長は「今年、国家知識産権局は全国の専利行政エンフォースメント活動の面で、活動体制の構築を重点的に強化する」として、(1)エンフォースメントの地域間協力体制の整備の加速(2)知的財産権支援体制の構築の検討(3)エンフォースメント評価の基準と方法の策定および施行(4)エンフォースメント保護情報公開交流制度の一層の改善——を挙げた。(新華社 2007年4月11日)

★★★7. 商務部「米国の中国提訴は協力関係を損なう」★★★

商務部の王新培報道官はこのほど、米国が中国を世界貿易機関(WTO)に提訴したことについて、談話を発表した。米国のシュワブ通商代表は4月9日、知的財産権問題や出版物の輸入規制をめぐり、中国をWTOの紛争解決メカニズムに提訴することを発表した。王報道官はこれについて、強い遺憾と不満を示した。

王報道官によれば、知財権保護に対し、中国政府は一貫して断固たる姿勢を取っており、大きな成果も上げている。出版物の輸入規制についても、中米両国による良好な意思疎通や交渉が行なわれている。こうした中、米国が2つの問題をめぐりWTOへ提訴したことは、経済貿易分野の関係発展や問題処理について両国首脳が築いた共通認識に反する。米側の行為は、両国の既存の協力関係を損なうものであり、両国の経済貿易関係にもマイナス影響をもたらすおそれがある。

WTO紛争解決メカニズムが定める交渉について、中国側はまだ米国からの交渉要請を受けていない。米側から交渉の要請があれば、中国は真摯に検討し、前向きに対応する構えだ。(商務部 2007年4月10日)

★★★8. 知財当局トップ「米側の措置は賢明さと理知を欠く」★★★

国家知識産権局の田力普局長はこのほど「全国知識産権局局長会議」の席上、中国の知的財産権などの問題を米国が世界貿易機関(WTO)に提訴したことについて、賢明でない上、理知的でもないコメントした。田局長は、米側の行動は知財権保護への取締りを強化する中国政府の努力や、収めてきた大きな成果を無視するものであると指摘。特に、中国がこのほど新たな司法解釈を打ち出し、著作権侵害の基準をより厳しくしたことに言及した。

田局長は「中国政府の知的財産権保護に対する努力は、持続的であり、絶えず強化されており、少しも手を緩めてはいない」と表明。中国で出回っている海賊版の出所は多くが米国であり、国際的な権利侵害活動として取り締まるには、対話と協力が必要で、非難するだけでは意味がないとした。

さらに「中国が知的財産権を保護するのは、国外の圧力に応えたためではなく、自らの発展に必要なからだ。中国はすでに革新型国家の建設という目標を打ち出しており、知的財産権の保護強化はその重要な柱になる」と強調した。

「米国人が提訴しようとしまいと、知的財産権の保護、海賊版取締りに対する中国政府の断固たる決意は変わらない」と田局長は表明。米国が中国の知財権保護を客観的に評価するとともに、協力という形で取締りや保護の強化を模索するよう、希望を示した。(新華網 2007年4月10日)

★★★9. 商務部、知的所有権保護で日本との協力を強化へ★★★

商務部アジア司の呂克儉司長は6日北京で、中国は知的所有権保護の分野で日本との交流と協

力を強化する意向を示しました。

この中で、呂克儉司長は「商務省は、中国の知的所有権保護の現状及びこの分野における両国の協力強化などの問題について、日本と何度も意見交換をした。また、国家知的所有権保護作業グループも国内の関係部門と共に、日本企業を含む外資系企業との定期的な交流と協調メカニズムを確立し、世界各国の知的所有権権利者に各自の意見を述べる場を提供した」と述べた後、「知的所有権保護の問題は今、グローバル化した課題となった。この分野での保護活動を効果的に展開するため、中国は相次いで、アメリカ、韓国、ブラジル、メキシコなどの国と、様々な形の交流や協力を行った」と語りました。(新華社 2007年4月6日)

★★★10. 「2007年知財保護行動計画」発表、知財保護に今年276項目の措置★★★

国家知識産権保護工作組弁公室はこのほど、07年度の「中国知的財産権保護行動計画」を発表した。立法、法執行、司法、体制整備などの面で、知的財産権の保護を全面的に強化する。

今年は知的財産権の全面的保護に向けて、10分野276項目にわたる具体的な措置をとることを明らかにした。

◇法整備の面では、年内に関連部門が商標、著作権、特許権、税関での権利保護に関する14の法律、法規、規則、管理方法、および7つの司法解釈と指導意見を起草、制定、改訂する。

◇法執行の面では、「著作権法違反取締り毎日行動」、「海賊版教材撲滅特別行動」など14項目の特別活動、11項目の日常的な法執行を展開する。

◇審査の面では、8項目にわたる措置を講じ、社会全体の独自開発力と知的財産権獲得力を保障する。

◇体制構築の面では、効果的な法執行協調体制を構築し、知的財産権を保護し、通報・告訴サービスセンターのサービス機能など8分野、46項目の具体的な措置を整備し、規範化する。(新華社 2007年4月3日)

★★★11. 公安部 不法ソフトウェア・音楽映像製品の嚴重取締りへ★★★

公安部はこのほど、知的財産権を侵害する海賊版などの犯罪活動をより厳しく取り締まるよう、全国の公安機関に通達した。不法に生産されたコンピューターソフトや音楽映像製品に重点的を置き、嚴重な取締りを続け、海賊版の生産・販売拠点の摘発やネットワーク分断、容疑者の検挙、大型犯罪の解決に力を入れる。

通達は現在の海賊版取締り、知的財産権の保護の任務が重大であることを指摘。各クラス公安機関の治安部門、特に関係責任者が明確な認識を持ち、海賊版などの犯罪を治安管理の中心的活動の一つに位置づけて強化し、断固かつ着実に各業務を徹底していく必要があるとしている。

各地公安機関の治安部門はこのほか、文化、工商行政、著作権、報道出版などの主管部門との連携や情報交換を強め、迅速な合同捜査や法執行(エンフォースメント)を進める方針だ。さらに、地域間の連携、公安機関内部における治安部門と他部門との協力を進め、共同で取り締まりに当たる。(中国政府ネット 2007年3月26日)

○地方政府の動き

★★★1. 蘇州市税関 国際郵便物からニセLVバッグ等を押収★★★

今年の「知的財産権保護宣伝ウィーク(4月20日~26日)」を前に、江蘇省蘇州市の税関では国際郵便を利用した商標権侵害事件を摘発した。税関取締担当官が海外宛の国際郵便の検査を行っていたところ、無錫から英国宛への速達郵便物10個の中から、偽物のルイ・ヴィトンのバッグ70個、グッチのバッグ83個・財布85個、シャネルのバッグ112個、プラダのバッグ36個を発見、押収した。

蘇州市税関は近年、国境における知的財産権の保護と、権利侵害行為への取締りを強めており、特に郵便を利用した知的財産権侵害貨物の取調べを強め、権利侵害貨物・物品の出国を防いでいる。統計によると、同市税関は2006年以降、郵便物から海賊版ディスク6500枚、偽ブランド腕時計39個、偽ブランド運動靴858足、偽ブランドバッグ約500個を押収している。侵害を受けた商標はアディダス、ナイキ、ピューマ、ルイ・ヴィトン、グッチ、コーチ、クリスチャン・ディオール、シャネルなど。(新華社 2007年4月20日)

★★★2. 北京 カラオケ著作権使用料の徴収開始、優遇措置も★★★

北京で13日、KTV(日本のカラオケボックスに相当)著作権使用料徴収がスタートした。4月1日までに契約し、1年分の著作権使用料を納付した北京のKTV業者は、1室あたり1日8元の優待価格が適用される。

すでに納付を行った企業のほとんどは中小のKTV業者で、銭櫃(CASH BOX)、麦楽迪(MELODY)などの有名KTV企業は、第一期に契約した企業リストに入っていない。中国音像協会は現在、同2社と支払い内容について協議中。(新華社 2007年4月16日)

★★★3. 福建・廈門税関、500万元相当の不法商品を処分★★★

廈門税関は4月12日、知的財産権の侵害に当たる貨物を一斉処分した。処分された商品は30万点、500万元余りに相当する。2006年に税関での輸出入手続きで摘発されたものの一部で、自動車付属品、腕時計、DVDプレーヤー、携帯電話、眼鏡、医薬品、タバコ、海賊版光ディスクなどがあり、被害ブランドはボッシュ、ルイ・ヴィトン、ダンヒル、オメガ、ロレックスなど。

2006年、廈門税関が摘発した知財権侵害案件は合わせて416件に上る。被害総額は3500万元。全国の税関の中でも摘発件数、被害総額ともに上位で、係員の1人が世界税関機構(WCO)から「優秀税関職員」に選ばれた。

廈門税関の胡清副関長は今回の廃棄処分について「社会各界に権利侵害への嚴重取締りの手を緩めないという姿勢と決心を示し、不法行為への抑止や警告を図り、公平かつ公正な港湾の輸出入秩序を守るため」としている。(新華網 2007年4月13日)

★★★4. 杭州税関、米ティファニーの侵害品5千点押収★★★

杭州税関が3日発表したところによると、同税関が管轄する温州税関の取締り担当官がこのほど、郵便を利用した偽ブランド品の違法取引2件を摘発し、米国の有名宝飾ブランド・ティファニーの製品をコピーしたシルバーアクセサリー製品約5千点を押収した。国内でのティファニーブランドの商標権侵害案件としては、過去最大のものであった。(新華社 2007年4月4日)

★★★5. 広州で大規模な海賊版生産基地の取締りに成功★★★

広州市文化市場行政執法総隊はこのほど、全国および広東省の「掃黄打非(ポルノ一掃、違法出版物・ディスク対策)」弁公室の指導のもと、広州市白雲区にある大規模な海賊版生産基地の取締りに成功した。

全国「掃黄打非」弁公室は3月16日午後4時ごろ、関連部門からの通報を受け、同市白雲区機場路付近で海賊版ディスク生産基地を発見した。17日夜11時ごろ、広東省「掃黄打非」弁公室と広州市文化市場行政執法総隊が出動、公安部門の協力のもと、同市白雲区機場路航雲南街にあった元修理会社倉庫への立ち入り捜査を行い、違法ディスク181万枚のほか、コピー元となった原版3300枚、海賊版製造機器30台などを押収、現場にいた13人を拘束した。今回の取締りは20年来の「掃黄打非」業務において、最大の海賊版生産基地の取締りとなった。(新華社 2007年4月3日)

○司法関連の動き

★★★1. 米国、WTOに中国を提訴 海賊版問題など2件★★★

スーザン・シュワブ米通商代表は4月9日（ワシントン時間）、世界貿易機関（WTO）に中国を提訴すると表明した。海賊版取締りの不備、米国の映画・音楽・書籍の輸入制限の2点について、それぞれ提訴する。

貿易をめぐり、米政府が中国への対抗措置を取るのは、今年で3回目。

WTOの紛争解決メカニズムの規定では、提訴後60日間を交渉期間とし、双方が期間内に話し合いで問題解決を図るよう定めている。期間内に合意が得られなければ、WTOの組織する専門家チームが裁定を行なう。米国の主張が認められた場合、米国は中国製品に対する制裁措置を取ることができる。

中国商務部の報道官は10日、米国の措置に対して「非常に遺憾」とし、「強い不満」を表明した。さらに、中国政府はこれまで再三、両国の対等な協議により、互惠協力の拡大による経済貿易摩擦の解決を強調してきたと指摘。中国がWTO加入時の約束を確実に実行に移している以上、米側も両国の経済貿易関係の発展のために、実際の行動を取るべきだとした。（新華網 2007年4月10日）

★★★2. 知的財産権裁判、外国人代表も対象に公開制度実施★★★

中国国家知識産権保護工作組弁公室（知財権保護活動チーム事務室）の姜増偉・主任は4日に北京で、中国では今後、知的財産権裁判の公開制度を実行し、外国政府や国際組織の中国駐在機関代表を傍聴に招いて、知的財産権の保護を強化すると表明した。新華社のウェブサイト「新華網」が報じた。他に全国人民代表大会代表や政治協商会議委員、業界組織、関連部門の代表や専門家なども傍聴に招かれる予定という。

広東や上海といった沿海地区で開かれた涉外案件の知的財産権裁判にはここ数年、国外の原告企業の代表や外国の在中国大使館関係者が傍聴に招かれていた。しかし中国最高人民法院（最高裁）知識産権法廷の係官によると、これら外国の代表による知的財産権裁判傍聴が制度化されるのは中国初となる。（人民網 2007年4月5日）

★★★3. 国務院が新規定 知財行政訴訟の費用を大幅引き下げ★★★

訴訟手続き費用の大幅引き下げなどを盛り込んだ、国務院公布の「訴訟費用納付方法」が4月1日、正式に施行された。北京市第1中級法院への取材では、予期された「提訴ラッシュ」は見られなかったものの、訴訟コスト引き下げが一般住民にもたらすメリットが垣間見えた。同日、提訴手続ホールに最初に起訴状を提出したのは、知的財産権代理会社の焦弁護士。焦弁護士は、顧客の代理で知財権をめぐる行政訴訟の提訴に訪れたという。新規定により、これまで1000元かかった費用が100元に下がったため、顧客は3月中旬に焦弁護士へ案件を相談した際、提訴手続きは新規定の発効を待って行なうよう依頼していた。焦弁護士の会社では、提訴手続きの代理件数が年間100件余りに上るため、費用の引き下げにより10万元の経費が節約できる計算だ。

これまでの訴訟費用は、1989年に最高人民法院（最高裁）が制定した「人民法院訴訟費用方法」で規定されていた。今回の新規定は最高人民法院ではなく、国務院が制定したものであり、訴訟費用の問題に対する国の重視姿勢が見て取れる。今回、訴訟費用は大幅に改定された。資産関連訴訟の場合、従来は賠償請求額が一定額（1000元）以下の場合、賠償請求額の4%を訴訟費用として収めていた。1001元以上5万元以下の場合、1000元に対して4%、1000元を超過した部分に対して3%を乗じ、合計を訴訟費用とする。同様に、各ランクを超えるごとに、超過部分のみについて異なる比率を乗じて訴訟費用を計算していた。一方、新方式では請求総額に対して規定

の比率を乗じる形を取り、請求額のランクが上るごとに乗じる比率を低減させる。一方、行政訴訟の場合、新制度では賠償請求額にかかわらず訴訟費用を一律とする。中でも、知財権に関する行政訴訟は、従来の1件1000元から、1件100元にまで引き下げられ、最も大きな改定率となった。(北京日報 2007年4月3日)

○統計関連

★★★1. 第1四半期、GDP成長率は11.1%★★★

速報値によると、今年第1四半期(1~3月)の国内総生産(GDP)は5兆287億元で前年同期比11.1%増加し、増加率は前年同期を0.7ポイント上回った。うち第一次産業は3631億元(同4.4%増)、第二次産業は2兆5552億元(同13.2%増)、第三次産業は2兆1104億元(同9.9%増)だった。国家統計局の李暁超報道官が19日の記者会見で明らかにした。

同期には農業生産が安定傾向を示した。通年の穀物栽培面積は1億610万ヘクタール(同0.5%増)に達し、4年連続で増加傾向を維持する見込み。一定規模以上の工業企業(国有企業または年売上高500万元以上の非国有企業)の同期の生産額は同18.3%増加し、増加率は前年同期を1.6ポイント上回った。

固定資産投資の伸びが鈍化した一方、中・西部地区への投資は急速に増加した。同期の社会全体の固定資産投資は1兆7526億元で、同23.7%増加したが、増加率は前年同期を4ポイント下回った。うち中部への投資が全体に占める割合は同1.6%、西部は同0.2%、それぞれ増加した。

都市部住民の所得が大幅に増加し、農村部住民の所得の伸びは過去10年間で最高だった。同期の都市部住民の可処分所得は3935元(同19.5%増)。農村部住民の一人当たり平均現金収入は同166元増加の1260円で、増加率は15.2%に達した。物価上昇などを控除した実質増加率は12.1%で、前年同期を0.6ポイント上回り、1997年以来最高の増加率となった。

貿易黒字が急増し、外貨の過剰な流動性が問題になった。同期の貿易黒字は同231億ドル増加の464億ドル。3月末現在の狭義マネーサプライ(M1)は同19.8%増加し、増加率は前年同期を7.1ポイント上回った。(人民網 2007年4月20日)

★★★2. 知財権新規登録件数、昨年は約50%増 税関総署★★★

国務院新聞弁公室は17日午前、中国の知的財産権保護状況などに関する記者会見を行った。国家知識産権局の尹新天・報道官によると、中国税関は2006年も税関の知的財産権保護業務の強化に努め、全国税関が押収した輸出入貨物の各種権利侵害案件数は計2473件、関連物品数は2億点近く、被害総額は2億元を上回った。税関総署の知的財産権登録データベースに所蔵された新規の権利登録件数は約2000件と、昨年比50%近く増加した。有効登録件数は2006年末の時点で9917件。(人民網 2007年4月17日)

★★★3. 全国の著作権管理部門による結審率、昨年は98%★★★

国務院新聞弁公室は17日午前、中国の知的財産権保護状況などに関する記者会見を行った。国家知識産権局の尹新天・報道官によると、著作権の分野では、国務院は2006年、「情報ネットワーク配信権保護条例」を公布した。国家版權局は一連の特別整備活動を全国展開、全国各級の著作権行政管理部門は計1万559件の案件を受理、1万344件に判決を下し、結審率は98%だった。このうち処罰案件は8524件、仲裁案件は1585件、司法機関への移送案件は235件。各種海賊版製品の押収件数は約7300万件で、内訳は出版物が約1800万冊、定期刊行物が約110万冊、音楽・映像(AV)製品が約4800万件、電子出版物が約201万件、ソフトウェアが約379万件、その他各種海賊版製品が約24万件。(人民網 2007年4月17日)

★★★4. 昨年の特許受理件数は25.2%増 国家知識産権局★★★

國務院新聞弁公室は17日午前、中国の知的財産権保護状況などに関する記者会見を行った。国家知識産権局の尹新天・報道官によると「専利（特許・意匠・実用新案）」出願総数は2006年も大幅に増加、同局の受理件数は前年比20.3%増の計57万3千件に達した。このうち発明特許出願件数は同比21.4%増の21万件。国内からの申請が58.1%、海外からの申請が41.9%をそれぞれ占めた。同局が2006年に授与した特許件数は前年比25.2%増の計26件8千件。このうち国内からの申請が83.5%、海外からの申請が16.5%をそれぞれ占めた。中国の裁判所が2006年に受理した特許関連の争議案件数は3196件、うち70%は権利侵害に関する案件で、同年の結審件数は3227件だった。中国各地の行政部門が受理した特許争議案件数は1270件、同年の結審件数は973件。（人民網 2007年4月17日）

○その他知財関連

★★★1. 清華大学と野村総研、「中国研究センター」設立★★★

清華大学人文社会科学学院と日本の野村総合研究所が共同で中国研究センターを設立する。同センターは清華大学内に設置され、研究内容は、中国の企業研究、消費者研究、経済動向、産業動向分析など。（人民網 2007年4月20日）

★★★2. 中国初の企業信用情報提供システムが登場★★★

新華信公司はこのほど、国内で初めてとなる信用情報の相互提供システム、「クレジットリンク」プラットフォームを発表した。中国企業の信用情報管理需要に「オーダーメイド」のソリューションプランを提供する。同プラットフォームでは中国全地域の企業の様々な信用記録を探し出すことができる。社会全体に向けて、部門、業種、地域の枠組みを越えた信用ある情報サービスを提供していく。（人民網 2007年4月20日）

★★★3. 著作権保護めぐる全国講演活動が始動★★★

「著作権の保護と革新型国家」をテーマとする全国巡回講演活動が19日、中国人民大学で始動した。今後約半年間にわたり、講演グループが約10都市で著作権保護のアピール活動を行う。新華社のウェブサイト「新華網」が伝えた。

講演グループのメンバーは、専門家、学者、政府関係者、著作権保護モデル機関6カ所の代表など。講演では、国内外における著作権保護状況、発展傾向などを紹介し、中国の著作権保護の成功例を挙げながら、著作権保護が企業競争力の向上、地域経済発展の促進、革新型国家の構築などにおける意義と重要な役割などを全面的に説明する。（人民網 2007年4月20日）

★★★4. 米IT業界団体「中国ソフトの海賊版率、大幅低下」★★★

成都で開催中の「第5回中国国際ソフトウェア協力商談会」に出席した情報産業部担当者は19日、国内最大のコンピュータメーカー20社による正規版OS（オペレーティングシステム）ソフトのプレインストール率は80%を上回っていることを明らかにした。同じく会議に出席した中国国家知識産権局の張勤・副局長は、「われわれは、ソフトウェア開発者の合法的権益を尊重し、ソフトウェア知的財産権保護を極めて重視しなければならない」と述べた。

中国はここ数年、日ごとに知的財産権保護と科学技術革新を重視してきた。関連部門は何度も、大規模な海賊版撲滅プロジェクトを実施している。一部都市では、現地の科学技術文化産業のスピード発展を保護する目的で、海賊版撲滅活動をますます重視している。

マイクロソフトやアップルなどを主要メンバーとする米ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（Business Software Alliance、BSA）はこのほど声明を発表、中国のソフトウェア海賊版率が

ここ3年で「著しく低下している」として、海賊版撲滅分野での中国政府の大きな成果を高く評価した。

今年は「中国知的財産権文化年」にあたる。関連部門は今後もPR、教育、人材育成トレーニングなど多くのルートを通じて、革新・誠実・信用を備えた法順守の文化理念を社会全体で主導するよう努める方針。（人民網 2007年4月20日）

★★★5. 標準化と知的財産権の関係めぐり討論会開催 北京★★★

中国商務部、国家知的財産権局が共催する「WTO：標準化における知的財産権（北京）国際研究討論会」が17日から2日間の日程で北京で開催されている。

この研究討論会には、米国、欧州、ブラジル、インドなどの国、国際機関、国内外の有名企業、標準化機関などの幹部や専門家などが出席し、標準化を進める上での知的財産権に関する問題についての発表、公平・無差別の原則の解釈と可操作性などの問題についての議論などが行われた。

商務部の易小準副部長は中国政府の知的財産権保護の明確な態度と固い決意を強調し、「標準化に含まれる技術の知的財産権に対する法による保護が必要だ」と指摘した。また、「標準化と知的財産権の不当な結びつきによって発生する権利濫用問題に対しては、中国政府もWTO規則に基づいて取り締まっていく」と強調した。（人民網 2007年4月18日）

★★★6. 「知的財産権保護PR週間」が20日からスタート★★★

全国「知的財産権保護宣伝週間」組織委員会は16日の記者会見で、今年の「知的財産権保護宣伝週間」の開幕式を20日に北京の朝陽公園で行うと発表した。今年のPR活動では、「12312」公共ホットラインと五輪関連の知的財産権保護に重点を置く。

国家知的財産権保護チームは昨年、全国31省、自治区、直轄市に計50カ所の知的財産権保護通報・苦情センターを設置し、全国統一の通報電話「12312」を開設した。各センターは、通報・苦情の受付・取次・取扱・追跡・フィードバック・総括など、整った処理手順によって、全国の各部門と地域が互いに協力する一体化した知的財産権保護活動体制を構築。昨年末までに計1288件の通報・苦情を受けつけ、2万件余りの相談に応じた。（人民網 2007年4月17日）

★★★7. 日本とEU、米国の中国提訴めぐり異なる見解★★★

知的財産権の侵害などをめぐり問題で、米国が中国を世界貿易機関（WTO）に提訴したことを受け、日本と欧州連合（EU）は16日、それぞれ異なる見解を発表した。

日本メディアの報道によると、日本は今回の提訴を受け、第三者として参与し、米国を支持する意向を示している。米国は知財権問題をめぐり中国をWTOへ提訴すると同時に、日本に提訴への参加を要請。しかし、4月11日から13日にかけて中国・温家宝総理による日本訪問があったことから、「米中知財権摩擦」に対する態度を明らかにせず、政府筋は22日までに最終的な結論を出すとしていた。

一方、欧州委員会のマンデルソン委員（通商担当）は16日、米中の摩擦には当面関与しない考えを示すとともに、依然として対話による解決が「優先」すべき道と指摘した。マンデルソン委員は「2005年、EUと中国が多数の交渉を重ね、繊維品貿易の最終的解決にこぎつけたことこそ、良い見本だ」と表明。また、EUと中国は知財保護の分野でも協力を強化しており、すでに一連の合意を得たと述べた。（中国中央テレビ 2007年4月17日）

★★★8. 全国で海賊版商品の一斉処分を実施★★★

4月26日の「世界知的財産権デー」まで2週間を切った14日、全国31の省、自治区、直轄市で一斉に、海賊版ディスク、違法出版物計4200万点以上の処分が行われた。これは全国範囲で実

施されるこれまでで最大規模の処分となる。

今回処分された海賊版・違法出版物は、密輸商品、海賊版映像・音楽製品、海賊版ソフト、電子出版物が約3千万点、海賊版および違法の出版物が1100万点以上。

国家新聞出版総署の柳斌傑副所長は、「違法出版物の根本的原因は、現在その市場が存在するということ。違法出版物を根本からなくそうとするならば、法執行部門の取締強化のほか、さらに重要なのは、宣伝教育活動を通じて、多くの人々の理解と支持を得ることだ。人々が違法出版物の危険性を認識し、それらの商品の購入を拒むよう自覚させることが大切」と指摘した。(人民網 2007年4月16日)

★★★9. 2007 北京国際著作権貿易シンポ、北京で11日開幕★★★

「2007 北京国際著作権貿易シンポジウム」が11日、北京で開幕した。国内外の著作権専門家などの関係者200人近くが、「中国出版事業の海外進出」、「著作権取引をめぐる国家政策」などの問題について話し合った。

シンポでは、中国政府の主管部門の担当者が「著作権取引をめぐる国家政策」を解説。また日本や韓国の代表も、それぞれ政府の著作権取引推進政策を紹介した。

シンポは国家版權局が主催、中国図書進出口(集団)公司の運営で行なわれた。会期は2日間。(新華網 2007年4月11日)

★★★10. 『中国知的所有権青書』出版 ★★★

中国の知的所有権の保護や産業の現状を多角的に紹介した『中国知的所有権青書』が、このほど、出版されました。

この『青書』は、2005年から2006年上半期までの中国の知的所有権の基本的な状況をまとめるとともに、中国の知的所有権分野で焦点となっている問題について、多角的に分析しています。

『青書』の編纂には、中国の複数の大学や研究機関の学者数十人が参加したということです。(中国国際放送局 2007年4月7日)

★★★11. 知財当局、07年を「知的財産権文化年」に決定★★★

国家知識産権局はこのほど、2007年を「知的財産権文化年」にすると決定した。イノベーションを重んじ、知的財産権を尊重する雰囲気、社会全体で形成していく狙いがある。

「知的財産権文化年」活動の目玉の一つとして、国家知識産権局は4月2日、「第1回全国知的財産権作詞作曲コンテスト」の決勝戦を北京で開催した。コンテストのもようは中央電視台(中央テレビ、CCTV)の経済チャンネルで放送された。一等賞を獲得したのは朱宏さん作詞、王大元さん作曲の作品「共に創造しよう」。入賞者には、国家知識産権局の田力普局長から賞が手渡された。

コンテストの作品募集活動は昨年10月から始まり、国内26の省(自治区・直轄市)のさまざまな業界の応募者から、オリジナル作品78点が集まった。第1次、第2次選考を経て、24作品が決勝に進出。

国家知識産権局の関係者によれば、同局はコンテストに引き続き、さまざまなイベントを予定。「知的財産権文化年」を盛り上げ、知財権のより良い保護や運用の形を国民に呼びかける。(中新社 2007年4月4日)

中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、当事務所ホームページにアクセス下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 後谷 陽一

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved